

平成 30 年太子町要綱第 7 号

太子町公共工事等の前金払に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、太子町公共工事等の前金払に関する規則（平成 30 年太子町規則第 6 号。以下「規則」という。）の規定に基づく前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の適用除外)

第 2 条 規則第 2 条の規定にかかわらず、予算執行上の都合、当該公共工事等の受注者が支払請求を行わない場合又はその他やむを得ない理由があるときは、前金払の率を減じ、又は前金払をしないことができる。

(前払金の使途制限)

第 3 条 前払金は、当該前払金に係る工事又は工事の設計等（以下「工事等」という。）の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する金額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の経費の支払いに充当してはならないものとする。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の取扱い)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項に規定する契約を締結する場合において、契約締結年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を支払うにあたっては、当該公共工事等が、規則第 3 条第 3 項に定める出来高予定額に達していることについての確認をしなければならない。

(中間前金払と部分払の選択)

第 5 条 中間前金払の対象となる工事等において、中間前金払と部分払（太子町財務規則（平成元年太子町規則第 1 号）第 146 条に規定する部分払をいう。以下同じ。）とのいずれを請求するかは、当該工事等の受注者（以下「受注者」という。）が選択できるものとし、中間前金払を選択したときは、部分払は請求することができない。

2 受注者は、前項の規定による選択を、契約締結時に太子町中間前金払と部分払との選択に係る届出書（様式第 1 号）を提出することにより行わなければならない。

3 前項の届出書の提出後は、第 1 項の規定による選択の変更をすることができない。

4 債務負担行為又は継続費に基づく複数年度にわたる契約において、各会計年度の末期（最終の会計年度を除く。）に行う部分払については、第 1 項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(中間前金払の対象外工事等)

第 6 条 次に掲げる工事等は、中間前金払の対象としないものとする。

(1) 前払金を当該工事等に必要な経費以外の支払いに充てていることが判明するな

ど、中間前金払をすることが不相当と認められる工事等

(中間前金払の認定請求)

第7条 中間前金払を受けようとする受注者は、太子町中間前金払認定請求書(様式第2号)に太子町公共工事等履行報告書(様式第3号)を添えて、町長に認定の請求を行わなければならない。

2 町長は、前項の認定の請求があった場合においては、規則第2条第2項各号に掲げる要件の全てを満たしているかどうかを審査し、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して10日(太子町の休日を定める条例(平成元年太子町条例第20号)第2条第1項各号に規定する休日を除く。)以内に太子町中間前金払認定・不認定通知書(様式第4号)により認定の可否を受注者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。